

那覇市公報

第1514号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（消防本部総務課）
..... 891

◇告 示

- 平成21年（2009年）10月那覇市議会臨時会に付議する事件の
追加告示について（総務課）..... 892

◇公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課）..... 893

◇消防本部訓令

- 那覇市火災等予防違反処理規程の一部を改正する規程（消防本部総務課）・・ 894

◇上下水道局告示

- 資金不足比率（上下水道局企画経営課）..... 897
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について
（上下水道局給排水設備課）..... 897
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局給排水設備課）..... 898

◇正 誤

- 那覇市公報号外第1511号の正誤..... 898

条 例

那覇市条例第38号

平成21年10月29日

公 布 済

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員等公務災害補償条例(平成18年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公務災害補償を受ける権利) 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき	(公務災害補償を受ける権利) 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき

は、市長は、公務災害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	は、市長は、公務災害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって公務災害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成21年10月30日から施行する。

告 示

那覇市告示第117号

平成21年10月15日

掲 示 済

平成21年（2009年）10月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成21年（2009年）10月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

識名霊園に関することについて

公 告

那覇市公告第115号

平成21年10月23日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

※ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第12号

平成21年10月30日

施 行 済

那覇市火災等予防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市火災等予防違反処理規程の一部を改正する規程

那覇市火災等予防違反処理規程(平成15年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(関係行政機関との連携) 第29条 「略」 2 消防長又は消防署長は、他法令違反が存する防火対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係行政機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合には、他の関係行政機関の事務に支障がないように配慮し、<u>法第35条の10</u>の規定に基づく火災予防関係事項照会書(第38号様式)で照会を行う等、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。 3 「略」 [第38号様式 別記]	(関係行政機関との連携) 第29条 「略」 2 消防長又は消防署長は、他法令違反が存する防火対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係行政機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合には、他の関係行政機関の事務に支障がないように配慮し、<u>法第35条の13</u>の規定に基づく火災予防関係事項照会書(第38号様式)で照会を行う等、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。 3 「略」 [第38号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成21年10月30日から施行する。

[改正前 別記]

第38号様式(第29条関係)

		那消	第	号
			年	月
				日
火 災 予 防 関 係 事 項 照 会 書				
警察署				
署長	様			
		那覇市消防長		
		消防署長		印
火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、 <u>消防法第35条の10項</u> の規定に基づき照会します。				
記				
住所、氏名、電話番号				
照会消防署の所在地				
照 会 者 氏 名				
連 絡 電 話 番 号				

[改正後 別記]

第38号様式(第29条関係)

		那消	第	号
			年	日
			月	
火 災 予 防 関 係 事 項 照 会 書				
警察署				
署長	様			
		那覇市消防長		
		消防署長		印
火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、 <u>消防法第35条の13項</u> の規定に基づき照会します。				
記				
住所、氏名、電話番号				
照会消防署の所在地				
照 会 者 氏 名				
連 絡 電 話 番 号				

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第22号

平成21年10月13日

掲 示 済

平成21年9月那覇市議会定例会で報告された平成21年度の資金不足比率について、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規程に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

（備考）各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市上下水道局告示第23号

平成21年10月21日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 8 1	株式会社 七色	西原町字呉屋6 9 番地 2	大城 進一	平成 2 1 年 9 月 1 6 日

那覇市上下水道局告示第 2 4 号

平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号	第 1 6 8 号
指定工事店名	株式会社 クリエイト
営業所所在地	那覇市牧志 1 丁目 2 0 番 1 9 号
代表者名	金城 和江
指定の有効期間	平成 1 9 年 4 月 1 日 平成 2 4 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 1 年 9 月 1 6 日
異動事由	代表者の変更

正 誤

○那覇市公報号外第 1511 号の正誤

2009(平成 21 年)年 9 月 15 日付け那覇市公報第 1511 号の那覇市消防吏員ワッペン規程について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
661	下から 3 行目	施行済	